

助成事業実施ガイドブック (福祉車両事業)



目次

• 日本財団からのお願い	4
• 各フェーズの流れ	7
• ①助成契約の締結 のポイント	9
• ②売買契約の締結 ③自己負担金額の支払い のポイント	11
• ④納車 ⑤完了報告 のポイント	12
• ⑥運行報告の提出 のポイント	13
• ⑦監査 のポイント	14
• 運行における注意・留意事項	15

日本財団助成ポータルでは、さまざまな書類の提出が簡単に行えます。

ログインはこちらから：[日本財団助成ポータル](#)

お困りの際やご質問は、助成ポータルサポートセンターまでお気軽にお問い合わせください。

事前に「[よくある質問](#)」をご確認の上、お問い合わせください。

助成ポータルサポートセンター

電話：03-3570-6843（平日9:00～17:00）

問合せフォーム：[こちらをクリック](#)

日本財団からのお願い①

日本財団は、ボートレースの売上を主な財源に活動している民間の助成財団です。

社会が複雑化し、様々な課題に直面するなか、行政による施策や公的サービスだけでは支援の手が行き届かない問題がたくさんあります。わたしたちは、このような問題を解決するため、いろいろな組織を巻き込んで、新しい仕組みを生み出し、「みんながみんなを支える社会」を目指して、助成事業に取り組んでいます。

1994年度からはじまった福祉車両の整備事業もこのような視点で推進しており、これまでに累計で4万台を超える車両を配備し、全国で人々の足となって活用されています。

事業の実施にあたり、困ったことやご質問がございましたら、
随時 助成ポータルからお問い合わせください。

※本事業は車両販売会社が皆様に代わって助成金を受領する「代理受領方式」です。
事業の流れ（8ページ）をご確認ください。

日本財団からのお願い②

安全運転の徹底を！

- 事故の報告や安全運転に関するクレームが増えています。日本財団のロゴマークを貼った福祉を担う車両として常識のある適切な運行管理を条件に助成をさせていただいております。
- 年間約100件の事故報告を受けており、あおり運転を含む危険運転等のクレームも多数連絡を受けております。
- 事故やクレームが発生すると、修理費用や損害賠償費用、事故処理やクレーム処理に要する時間が発生し、本来業務の妨げになり、車両所有団体の社会的信頼の失墜及び日本財団の福祉車両助成事業に悪影響を及ぼしますので、安全運転の徹底をお願いします。



日本財団からのお願い③

白ナンバー、黄ナンバーでの運行を！

※緑ナンバー、黒ナンバーへの変更はできません。



転売・下取りはできません！（助成契約違反です）

※自動車販売店やオークション会社から連絡を受けることがあります。

締切日に注意して下さい！

※日本財団への提出書類にはそれぞれ締切日があります。



※助成契約書や日本財団からの案内、助成ポータル、本ガイドブックなどでよくご確認下さい。

助成事業 各フェーズの流れ

①助成契約の締結

—— 日本財団と助成契約を電子契約(クラウドサイン)で締結する

②売買契約の締結

—— 車両販売会社と売買契約を締結する

③自己負担金額の支払

—— 車両販売会社に自己負担金額を支払う

④納車

—— 助成契約書に記載の事業期間末日までに納車できるよう手配しております

⑤完了報告の提出

—— 納車・検収後に助成ポータルから速やかに完了報告フォームを提出する

⑥運行報告の提出

—— 助成した車両の使用実績などを提出する

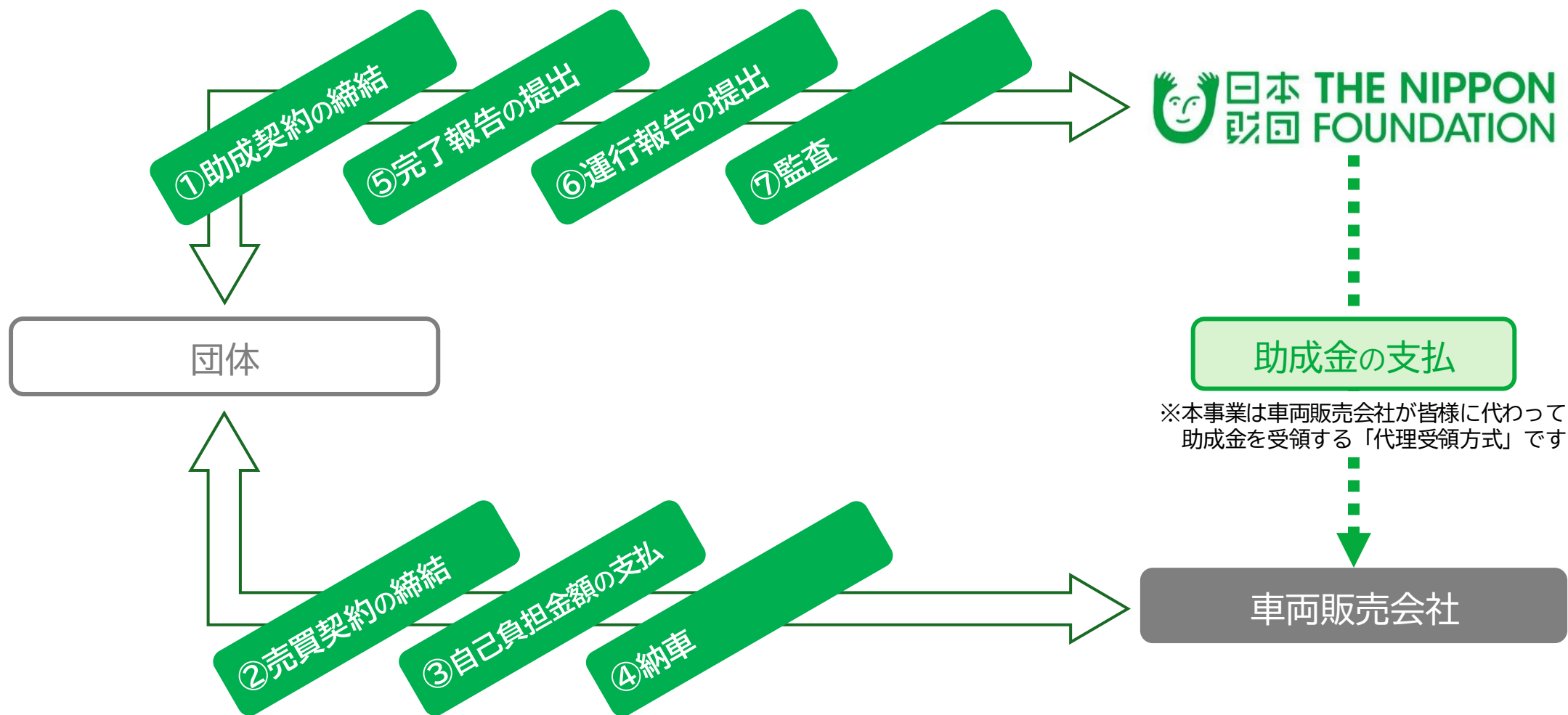
⑦監査

—— 提出書類等をもとに監査を行います

★注意★ 日本財団への連絡を行わず、あるいは指示に従うことなく福祉車両を処分、その他目的外での使用が判明した場合、助成金を返還していただくことがあります。事業の実施にあたり、困ったことやご質問がございましたら、随時 [助成ポータル](#)からお問い合わせください。



助成事業 各フェーズの流れ(三者間での流れ)



★注意★ 日本財団への連絡を行わず、あるいは指示に従うことなく福祉車両を処分、その他目的外での使用が判明した場合、助成金を返還していただくことがあります。事業の実施にあたり、困ったことやご質問がございましたら、随時 [助成ポータル](#)からお問い合わせください。

①助成契約の締結

②売買契約の締結

④納車

⑥運行報告の提出

⑦監査

③自己負担金額の支払

⑤完了報告の提出

このフェーズのポイント

- ・ 助成事業の実施に先立ち、日本財団と助成契約を締結する必要があります。
契約締結には電子契約サービス「クラウドサイン」を利用します。
- ・ 助成契約書には、助成事業の実施にあたっての守るべきルールや、重要な情報が記載されています。
必ず確認してください。

クラウドサイン

助成事業の実施に先立ち、日本財団と助成契約を締結する必要があります。 契約締結は、電子契約サービス「クラウドサイン」を利用します。 インターネットを使って、パソコンやスマートフォンから契約書にサインするためのサービスです。 クラウドサインの利用にあたり、システム利用登録は不要で、費用も発生しません。

注意

- ★ 助成契約に違反し、助成金の交付決定の取消となった場合は、助成金の返還 及び日本財団のホームページにおいて団体名や代表者名等を公表します。
- ★ 日本財団との助成契約締結後に、助成辞退等による助成契約の撤回が行われ、このために損害が生じた場合は、別途 損害賠償が請求される場合がありますのでご注意ください。

①助成契約の締結

②売買契約の締結

④納車

⑥運行報告の提出

⑦監査

③自己負担金額の支払

⑤完了報告の提出

このフェーズのポイント

- ・日本財団側での準備が整いましたら、電子契約サービス「クラウドサイン」にて契約書を送付いたします。下記の手順でメールを開き、契約書のご確認ください。
- ・詳細なクラウドサインの使い方については【[クラウドサイン](#)】[受信者用 利用ガイド](#)をご確認ください。

契約締結は3ステップで完了

届いたメールからPDFの書類を開封し、ボタンひとつで契約を結ぶことができます。
受信者はクラウドサインに登録する必要はありません。

STEP
01



メールで受信

STEP
02



契約書確認・合意

STEP
03



締結後書類を印刷・PDFで保管

★注意★ 日本財団への連絡を行わず、あるいは指示に従うことなく福祉車両を処分、その他目的外での使用が判明した場合、助成金を返還していただくことがあります。事業の実施にあたり、困ったことやご質問がございましたら、随時 [助成ポータル](#)からお問い合わせください。

①助成契約の締結

②売買契約の締結

④納車

⑥運行報告の提出

⑦監査

③自己負担金額の支払

⑤完了報告の提出

このフェーズのポイント

- 日本財団との助成契約締結後、車両販売会社と別途 売買契約を締結する必要があります。
車両販売会社の様式による契約となります。
- すべての団体に連絡が届くまで2週間前後かかる場合がございます。
車両販売会社からの連絡をお待ちください。

※詳細は車両販売会社にお問い合わせください。

注意

- ★ 今後の書類手続きの為、車両販売会社との契約時は以下の書類の控え(コピー／スキャン等)を保管してください。
 - ❑ 契約書、注文書等 （車両販売会社に返送する前に必ず行ってください）
 - ❑ 自己負担金を振り込んだ際の振り込み証明書
- ★ 車両販売会社が指定する期日までに自己負担金額が支払われない場合、助成金交付の決定を取り消す場合があります。

①助成契約の締結

②売買契約の締結

④納車

⑥運行報告の提出

⑦監査

③自己負担金額の支払

⑤完了報告の提出

このフェーズのポイント

- ・福祉車両の納車・検収日（納車された車両の説明を受けた日）をもって事業の完了とします。
- ・事業完了後（納車・検収後）、助成ポータルから速やかに完了報告フォームを提出する必要があります。

提出物

助成ポータルに[ログイン](#)して指定のフォームや画面から提出してください。

1. 車両販売会社との売買契約書の写し、及び請求書の写し
2. 振り込み証明書又は領収書の写し
 - ・ 銀行又は車両販売会社が発行したものであること。団体で作成したものは不可。
 - ・ ネットバンキングで振込した場合は、振込名義・振込先口座番号・振込先名義・金額・振込日が確認できる画面をスクリーンショットなどで保存してください。
 - ・ 振込名義が法人名または申請された施設名以外の場合は、法人名や施設名との関連性が確認できるものを併せてお送りください。
3. 「自動車検査証」の写し、及び「自動車検査証記録事項」の写し
 - ・ 車検証は団体名義でご登録下さい。施設名や個人名での登録はできません。
4. 車両写真
 - ・ 車両前面、背面、側面、活動中の写真の4種



★注意★ 日本財団への連絡を行わず、あるいは指示に従うことなく福祉車両を処分、その他目的外での使用が判明した場合、助成金を返還していただくことがあります。事業の実施にあたり、困ったことやご質問がございましたら、随時 [助成ポータル](#)からお問い合わせください。

①助成契約の締結

②売買契約の締結

④納車

⑥運行報告の提出

⑦監査

③自己負担金額の支払

⑤完了報告の提出

このフェーズのポイント

- ・ 助成契約書 11条に記載の随時報告として、年間運行報告書を日本財団から案内する期日に応じて提出してください。
- ・ 助成された車両をどのように使用したかご報告いただいておりますので、車両の利用履歴（走行距離・使用日数など）を残しておくことを推奨いたします。
- ・ 詳しい様式や提出方法については別途ご案内させていただきます。

助成契約書 抜粋

11. （完了後の報告徴収）

甲は、事業完了日の属する事業年度の終了後5ヵ年の間に、助成事業の適正を期するために必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができるものとします。

①助成契約の締結

②売買契約の締結

④納車

⑥運行報告の提出

⑦監査

③自己負担金額の支払

⑤完了報告の提出

このフェーズのポイント

- ・ 監査とは、助成した車両が有効に／適正に使用されているかを確認するものです。
- ・ 当財団の監査員が、助成事業完了報告書の受領後、日程調整のうえ、みなさまの事務所にお伺いしたり、必要な書類をご提出いただいて実施する場合がございます。
- ・ 事業終了後も、助成事業に関連する書類は5年間保管いただく必要があります。
詳細は[こちら](#)のFAQをご確認ください。

監査基準及びポイント

助成契約書、貴団体の諸規定、ガイドブック等に基づき、①助成事業目的外に使用がされていないか ②社会通念上を逸脱するような使用がされていないか等を監査します。

助成金額の決定

監査の結果に基づき事業費総額を決定し、最終的な助成金額が決定します。決定後に差額が発生した場合は、清算をしていただきます。なお、監査結果は一般に公表できるものとします。

福祉車両運行における留意・注意事項について

1. 廃車について
2. リースバックについて
3. 緑ナンバー、黒ナンバーについて
4. 事故について
5. 車体のラッピングデザインについて
6. 助成表示と広報活動について
7. 納車式などの式典開催について
8. 団体情報の変更について
9. 車両保険加入についてのお願い

福祉車両運行における留意・注意事項について

1. 廃車について

助成した福祉車両は、使用に耐えうる限り、継続しての活用をお願いしています。事故や老朽化によりやむをえず廃車する場合は**必ず事前に日本財団へ助成ポータルを通じてご連絡下さい**。廃車が妥当であると認められた場合、道路運送車両法に従い永久抹消登録（滅失・解体）を行っていただきます。永久抹消されたとしても目的外の使用はできませんのでご了承ください。廃車の書類等については、ご連絡頂いた際にご案内致します。

2. リースバックについて

業者に車両の名義を移し月々支払いをするといった、いわゆるリースバック契約等は認めていません。

3. 緑ナンバー、黒ナンバーについて

日本財団から助成した車両は、緑（青）ナンバー、黒ナンバーへの変更を認めておりません。有償移送サービスを行っている団体におかれましては、道路運送法第78条第3項の許可もしくは法第79条の登録を受けて、白ナンバーで活動して下さい。法第4条第1項、法第43条第1項の許可を受けた事業には使用できません。

4. 事故について

助成を受けた福祉車両で重大な事故が起きた場合には、**必ず日本財団にご連絡下さい**。

福祉車両運行における留意・注意事項について

5. 車体のラッピングデザインについて（日本財団ロゴマークステッカー及び団体名）

本事業において助成された車両は、日本財団の助成事業であることを明示するために日本財団指定の車両デザイン及び日本財団マークを車体にラッピングしています。また、指定された場所（左右フロントドア側面及びバックドア左下）に車両所有団体名もしくは法人名を明記していただいておりますので、納車時に必ずご確認をお願いいたします。

なお、事故や経年劣化等により、車体デザインのラッピングや日本財団マークのステッカー等の修復が必要となった場合は、所有団体の責任で、修復を行っていただきますので、その際は日本財団に[助成ポータル](#)を通じてご連絡ください。（車体デザインのラッピングや日本財団マークのステッカー等は有料です）

6. 助成表示と広報活動について

日本財団の助成金は、ボートレースの売上の一部を財源としています。この助成金を活用した事業は、社会をより良くすることを目的としており、成果については社会に対して説明責任を果たす必要があります。

助成表示は契約書で定められている重要な事項です。

ウェブサイトやSNSなどでの公表する際には、必ず[所定のロゴマーク](#)を用いて「日本財団の助成事業」であることを明示してください。

7. 納車式などの式典開催について

ディーラー（車両販売会社）より車両が納車される際に、納車式（お披露目式等）を開催される場合は日本財団へ開催日時及び開催内容等について[助成ポータル](#)を通じてご連絡いただけますと幸いです。

福祉車両運行における留意・注意事項について

8. 団体情報の変更について

事業完了から5年の間に、団体情報（団体名・団体住所・代表者名）に変更があった場合には、助成ポータルから団体情報変更の手続きをお願いします。詳細は[こちら](#)のFAQをご確認ください。

9. 車両保険加入についてのお願い

近年、台風や大雨・洪水などの自然災害が増えています。自然災害にあった際に補償を受けられる車両保険に入っていただくことを推奨いたします。
車両保険に加入せず万が一被災した場合に、当財団が実施いたします災害対応のための助成制度を受けられない可能性もあります。

日本財団助成ポータルでは、さまざまな書類の提出が簡単に行えます。

ログインはこちらから：[日本財団助成ポータル](#)

お困りの際やご質問は、助成ポータルサポートセンターまでお気軽にお問い合わせください。

事前に「[よくある質問](#)」をご確認の上、お問い合わせください。

助成ポータルサポートセンター

電話：03-3570-6843（平日9:00～17:00）

問合せフォーム：[こちらをクリック](#)